

船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務
に関するプロポーザル実施要領

1. 業務の目的

船橋市（以下、「本市」という。）の財務会計システム兼公営企業会計システムは、平成26年度に導入し、令和7年度に導入から12年が経過する。また、現行システムのサポートの終了及び電子決裁の導入に伴い、システムを更新する必要がある。

優れた技術や知見・ノウハウを有する事業者を募集し、事務の効率化や適正な業務遂行など、本市に最適な提案をした事業者を選定することを目的とする。

2. 業務内容

- | | |
|---------------|---|
| (1) 業務場所 | 船橋市役所及び本市が指定する場所 |
| (2) 業務内容 | 船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務別紙「船橋市財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務仕様書」による。 |
| (3) 業務履行期間 | ①構築期間：契約締結日から令和7年2月28日まで
②運用支援及びシステム保守期間：令和7年3月1日から60か月 |
| (4) 契約及び支払い条件 | ①設計費用、構築費用及びパッケージソフトの利用料については、本市が別途リース会社と賃貸借契約を締結し、リース会社から支払うものとする。
②運用支援及びシステム保守は別途単年度の委託契約を締結する予定である。ただし、委託契約は主たる事業者と行うものとする。主たる事業者とは、提案事業者となる1者のことをいう。
なお、令和6年度の契約期間は、令和7年3月1日から令和7年3月31日を予定している。
※財務会計システムと公営企業会計システムは、同一のパッケージシステムでなくても提案を認めることとするが、他社パッケージシステムを利用した提案の場合であっても、契約は主たる事業者と行うものとする。 |

3. プロポーザル方式により受託候補者を特定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を特定するため。

4. プロポーザル方式の方法及び理由

財務会計システム兼公営企業会計システムについては、多数の業者が開発しているシス

テムであり、船橋市の実情に合わせたシステムとしてより良いものを選定するのにあたり、広く提案を受ける必要があるため公募型とする。

5. 事業スケジュール

(1) 公募開始	令和5年	4月	3日
(2) 質問書の締め切り	令和5年	4月	10日
(3) 質問書に対する回答	令和5年	4月	19日
(4) 参加申込書受付締切	令和5年	4月	26日
(5) 参加資格確認結果通知	令和5年	4月	28日
(6) 提案書等の提出締切	令和5年	5月	17日
(7) 実機検査	令和5年	5月19日から令和5年	6月7日
(8) プレゼンテーション	令和5年	6月14日から令和5年	6月21日
(9) 審査結果通知	令和5年	6月	23日
(10) 審査結果公表	令和5年	6月	27日

※ただし、各実施日については、事務上の都合により変更される場合がある。

6. 参加資格・参加申し込み方法等

(1) 参加資格

次に掲げる事項とする。

- ① 本市の業務委託の競争入札参加資格を有していること。
- ② 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- ③ 参加申込書の提出期限から受託候補者の特定までの間に、船橋市建設工事請負業者等指名停止措置要領による指名停止、船橋市建設工事等暴力団対策措置要綱による指名除外及び船橋市入札参加有資格者実態調査実施要領に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- ④ 情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の基準を満たす認証（JIS Q 27001又はISO/IEC 27001）、またはプライバシーマークの認証（JISQ15001）を取得していること。
- ⑤ 次の実績を満たすこと。ただし、財務会計システムと公営企業会計システムの導入実績のある地方公共団体は、必ずしも同一であることを要しない。
 - ・財務会計システムについて、人口50万人以上（令和2年度国勢調査による）の地方公共団体（特別区・市に限る）に対し、今回提案するパッケージシステム（バージョンは問わない。予算編成～予算執行～決算）を3年以上導入している実績があること。
 - ・公営企業会計システムについて、人口20万人以上（令和2年度国勢調査による）の地方公共団体（市に限る）に対し、今回提案するパッケージシステム

ム（バージョンは問わない。予算編成～予算執行～決算）を3年以上導入している実績があること。

※財務会計システムと公営企業会計システムは、同一のパッケージシステムでなくても提案を認めることとするが、他社パッケージシステムを利用した提案の場合であっても、主たる事業者と契約を行うこととする。

(2) 参加申し込み方法

(様式第1号)参加申込書に必要事項を記入し、押印の上、以下の書類を添付のうえ提出すること。

- ・契約実績を証明する書類（契約書・仕様書等）
- ・資格を証明する書類

① 提出方法

- ・持参とする 提出場所 船橋市役所 9階企画財政部財政課
- ※事前連絡のうえ、来庁日時を確認すること。

② 提出期限 令和5年4月26日17時まで

(3) 参加資格確認結果通知について

参加資格の審査結果については、令和5年4月28日に応募のあった事業者宛てに書面により通知する。

7. 提案限度額

提案限度額の総額は下記の通りとする。

①設計費用、構築費用及びパッケージソフトの利用料

¥750,200,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

②保守料、研修費用及び運用支援費用

¥141,170,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。

※消費税及び地方消費税の税率は、10%で計算すること。

※この金額は、契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものである。

※（様式第3号）見積書において、この金額を超えて提案することはできない。なお、（様式第3号）見積書において、この提案限度額を超えて提案を行った場合は、失格とする。

※保守料及び運用支援費用は60か月分とする。

8. 評価方法及び評価基準

本プロポーザルについては、評価委員会が以下の項目を総合的に審査・評価し、業務に

最も適した提案を行ったと認められる者を選定する。

- ① 基本事項（提案内容等）
- ② 機能要件（システム機能）
- ③ 見積金額（7. 提案限度額に示す①及び②の費用とする。）

※各項目の点数配分等については、別に定める「財務会計システム兼公営企業会計システム更新業務事業者評価基準」による。

※基本事項の評価はプレゼンテーションにて行い、また機能要件の評価はプレゼンテーションとは別に本市の指定する日時において実施する実機検査により行うものとする。なお、実機検査はデモ機一台につき一人以上の説明者が立会い、本市が用意する場所で行うものとする。

※実機検査に使用するデモ機は2台以上用意することとし、（資料1）業務詳細要求事項のパッケージでの対応欄で標準機能と回答のあった項目を検証できるデータがセットアップされていること。

9. 提案方法等

(1) 質問

- ① 質問は（様式第2号）質問票に記入のうえ、電子メールで事務局あてに送付すること

E-mail : zaisei@city.funabashi.lg.jp

※送付した際は、事務局（財政課 047-436-2152）に電話し到着確認をすること

※評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・評価委員等）についての質問は受け付けない

- ② 質問期間 令和5年4月3日から令和5年4月10日17時まで

(2) 質問への回答

- ① 期限内に受信した質問に係る回答については、本市ホームページ上の下記アドレスに質問者名を伏せたうえで掲載する。なお、回答に対する再質問は原則受け付けない。

URL : <https://www.city.funabashi.lg.jp/jigyou/nyusatsu/001/p113999.html>

- ② 回答日 令和5年4月19日

(3) 提出書類

提案に用いる提出書類は次のとおりとする。

- ① 提案書（様式任意）
 - ・提出部数は16部（正本として代表者印もしくは年間代理人の使用印を押印し

たものを1部、正本の写しを1部、副本として14部提出すること) とすること。

- ・副本については会社名がわからないようにすること(マスキング)。また、代表者印もしくは年間代理人の使用印の押印もしないこと。
- ・提案書は原則A4判とし、各ページにはページ番号を記載すること。
- ・提出された書類は返却しない。
- ・提出した書類の訂正・差し替えは認めない。

② (資料1-1) 業務詳細要求事項(財務会計) 及び(資料1-2) 業務詳細要求事項(公営企業会計)

- ・提出部数はそれぞれ3部(正本として代表者印もしくは年間代理人の使用印を押印したものを1部、正本の写しを1部、副本として1部提出すること) とすること。また、15. 事務局に記載のメールアドレスにExcel形式で提出すること。
- ・副本については会社名がわからないようにすること(マスキング)。また、代表者印もしくは年間代理人の使用印の押印もしないこと。

③ (様式第3号) 見積書

見積項目は、次のとおりとする。また、見積根拠も示すこと。

- ・システム設計及び構築費用
- ・パッケージソフト費用
- ・操作研修費用
- ・電子決裁に係るヘルプデスク(3ヵ月分)
- ・パッケージソフト保守料(60ヵ月分)
- ・システム運用支援(60ヵ月分)

④ 提出方法

- ・持参とする 提出場所 船橋市役所9階企画財政部財政課
※事前連絡のうえ、来庁日時を確認すること。

⑤ 提出期限 令和5年5月17日17時まで

(4) プレゼンテーション

- ① 出席者 1者6名以内とする。
- ② 実施時間 1者60分以内とする。(セッティング・撤去に係る時間を含む)その後、1者15分以内の質疑応答を実施する。
- ③ 実施者 本業務を受託した際に担当予定の者が行うこと。
- ④ 貸出物品 机・椅子・電源・モニターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。
- ⑤ その他 提案書等に記載した担当者は、原則として変更できない。ただし、病

休、死亡、退職等のやむを得ない理由等により変更を行う場合には、同等以上の者であることを証明し、発注者の承諾を得なければならない。

- ⑥ 留意事項 プレゼンテーションは評価委員に社名を伏せた状態で行うため、提案書には社名や製品名等、社名を直接特定できる情報を含まないよう配慮すること。

10. 審査結果の通知について

受託候補者を特定した場合、受託候補者には、採用通知書、それ以外の者には不採用通知を送付する。

11. 結果の公表及び方法

審査結果の公表は、市ホームページに公表する。公表する項目は、評価項目・点数配分・参加業者名・採点結果（大項目の点数及び合計点数）。

ただし、受託候補者以外の参加業者と採点結果は、対応させない。

（参加業者が、2者の場合にあつては、採点結果のみ公表し、参加業者名は公表しない。）

12. 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があつた場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ 参加資格要件を満たしていない場合
- ⑤ 特段の事情がなく、プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかつた場合
- ⑥ 審査の公平性を害する行為があつたと市が認める場合

13. プロポーザルの辞退

参加申込書の提出後、本プロポーザルを辞退する時は、辞退届を令和5年5月15日までに提出すること。なお、様式については、辞退の意向が示された時に提示する。

14. その他留意事項

- ① 本プロポーザルに係る費用については、すべて業者負担とする。
- ② 受託候補者と特定されたことをもって、契約締結確定するわけではなく、仕様の協議により訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者と1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り

込まれるわけではないことに留意すること。

- ③ 参加業者が1者であっても、評価を行い、受託候補者として適当でない認められる場合には、受託候補者と特定しないことがある。
- ④ 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の書類は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例7号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

15. 事務局

〒273-8501 船橋市湊町2-10-25

船橋市役所企画財政部財政課

担当者 佐久間・森本・臼井

電話番号 047-436-2152

FAX番号 047-436-2156

Mail zaisei@city.funabashi.lg.jp

附則

（施行日）

この要領は、令和5年4月3日から施行する。

（失効日）

この要領は、契約締結をもって、その効力を失う。なお、受託候補者がいない場合は最終審査結果通知日をもって、その効力を失う。